

## 第 1 工場立地法の仕組み

## 1 法のねらい

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を名古屋市内で新設又は変更する際に、事前に名古屋市長へ届け出ることを義務付けています。また、氏名や所在地を変更した場合や、工場を承継したり廃止したりした場合にも事後に届出が必要です。

## 2 届出が必要な場合

◆業種 【7ページ参照】

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

であって

◆面積

敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 建築面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上

の工場又は事業場（以下「特定工場」といいます。）※を

◆行為 【10ページ参照】

新設 又は 変更

しようとする場合は、

◆期限 【14ページ参照】

工事等の着手日の 90 日前までに

所定の様式で名古屋市長に届け出てください。

※ 「特定工場」とされる「工場又は事業場」とは、生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいい、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので該当しません。【18ページ参照】

このほか、

◆氏名、名称及び住所に  
変更があった

◆特定工場を承継した

◆特定工場を廃止した

といった場合にも、所定の様式で速やかに名古屋市長に届け出てください。【12ページ参照】

### 3 勧告、変更命令及び罰則

生産施設面積率及び緑地面積率、市独自緑化に係る内容等が、立地法又は条例の規定に適合せず、周辺地域の生活環境の保持に支障があると認められる場合には、名古屋市長は届出者に対し勧告をし、変更を命令することがあります。

また、立地法に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした場合等には、立地法に基づく罰則が科せられます。

### 4 その他

立地法施行日（昭和 49 年 6 月 28 日）に既に立地していた特定工場、又は施行日に新設のための工事が行われている特定工場（これらの工場を、以下「既存工場」といいます。）については、設置しなければならない緑地の面積等について緩和措置があります。【39 ページ参照】